

事例番号:320155

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 39 週 5 日 ハンストレステストの胎児心拍数陣痛図上リアシュアリング<sup>®</sup>の所見

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 1 日

21:20 陣痛開始のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 1 日

21:28- 胎児心拍数陣痛図で明らかな一過性頻脈の欠如、基線細変動の増加を認める

21:30- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈を認める

22:30 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少、高度遅発一過性徐脈を認める

22:43 胎児機能不全のため吸引分娩にて児娩出

胎児付属物所見 臍帯長 73.5cm、臍帯は胎盤辺縁付着、胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stage III (Blanc 分類)と臍帯炎 stage 3(中山分類、Redline 分類)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 1 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

- (4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分1点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、リソゲアルマスクエアウェイ)、気管挿管、胸骨圧迫
- (6) 診断等:
  - 生後1日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
  - 生後8日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師:産科医2名、小児科医1名
  - 看護スタッフ:助産師1名、看護師2名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠39週5日以降入院までのどこかで生じた胎児の脳の低酸素や虚血により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の低酸素や虚血の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性がある。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠40週1日入院時の対応(分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 胎児機能不全の適応で吸引分娩を施行したことは一般的である。
- (3) 吸引分娩の要約(子宮口全開大、児頭の位置 Sp+2 cm)および方法(2回、または家族によると3回)は一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、リングアルマスクエアウェイによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫)は一般的である。
- (2) B 医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

新生児蘇生時の児の評価や処置について経時的に診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例では児の心拍数について、アプガースコアの点数は記載されていたが、生後12分まで心拍数の値は記載されていなかった。「日本版救急蘇生ガイドライン2015に基づく新生児蘇生法テキスト」では、重症新生児仮死の場合、心拍数が100回/分以上か、60-100回/分か、60回/分未満かによって治療のステップが異なるため、アプガースコアだけでなく、心拍数の記載をすることが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 臍帯動脈血ガス分析の検査機器の定期的メンテナンスが望まれる。

【解説】本事例では臍帯動脈血ガス分析が検査機器の不具合のため実施されなかった。臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児の低酸素症の状態を推定することが可能であるため、検査ができるようにすることが望まれる。

- (2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

入院前に生じた胎児低酸素性虚血性脳症に関する事例を集積し、その原因についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。